

7. 農畜産室

農産振興グループ TEL 059-224-2547
園芸特産振興グループ 2808
畜産振興グループ 2541
家畜衛生グループ 2544
FAX 059-224-2558
E-mail notikusa@pref.mie.jp

地域それぞれの特性を生かしながら需要に見合った米、野菜の安定生産を推進するとともに麦、大豆、飼料作物の作付け定着拡大を図り、県農産物のけん引役になる特産品目について消費者ニーズに対応した高品質化、低コスト化および情報発信をすすめます。加えて、安心な畜産物の安定供給と環境にやさしい畜産経営の確立のため、県内産自給飼料の収集作付拡大と、家畜排せつ物管理の適正化と家畜排せつ物の堆肥等への利用推進に取り組みます。

また、人畜共通伝染病等の家畜伝染病の発生予防及びまん延防止、飼養衛生環境の適正管理による健康な家畜の生産、動物用医薬品や飼料の適正使用等を推進し、安全な畜産物の供給を図ります。

農産振興グループ

1 安全で安心な農産物の安定的な提供

(1) 農産物の生産振興事業費

三重の水田農業構造改革総合対策事業費（国・一部県単）

159,547千円（22当初：159,224千円）

米づくりの本来あるべき姿の実現を図るため、新たな「三重の米（水田農業）」戦略に基づき、種子産地の育成強化等の種子対策、「人と自然にやさしい米づくり」の推進、新品種への誘導や麦・大豆の実需者ニーズに合った品質向上対策等の取組により、水田農業における総合的な米・麦・大豆の生産振興を図ります。

また、農業者戸別所得補償制度等国の米政策転換に対応した各種施策の円滑な実施と米の需給調整により、需要に応じた米の生産振興を図ります。

・主要農作物種子対策費（県単10/10）

県において、優良種子の生産体制を確保するため、新規種子産地の育成、生産指導、種子審査等を行うとともに、三重県米麦協会が行う種子の安定供給、需給対策等に要する経費等を負担します。

・原種及び奨励品種決定調査事業費（県単10/10）

米、麦、大豆の奨励品種を決定するため、有望系統の品質、収量、耐病性等を検討するとともに、有望品種については現地適応性を検討することにより本県に適する品種選定の資とします。また、原種、原原種の生産を行います。

・三重の米シェアアップ推進事業費（県単10/10）

三重の米のシェア向上（消費者が求める多様な需要に対応できる米づくり）を実現するために、新たな「三重の米（水田農業）」戦略のキーコンセプトである「人と自然にやさしい米づくり」（安全・安心、環境に対する負荷軽減）をコンセプトにした米の販売力強化を推進するとともに、消費者の求める米に関する情報収集及び生産者への情報提供（県産米、水田農業、米文化）を行う体制を整備します。

・麦・大豆フードチェーン推進事業費（県単10/10）

県内需要の拡大と生産者の経営安定を進めるため、実需者と消費者の連携強化、新た

な栽培技術の普及、新品種の導入などの生産対策により、需要に応じた麦・大豆の品質の確保及び生産性の向上を進め、安定的な供給体制の確立を図ります。

・米・麦・大豆生産総合対策事業費補助金（国10/10）

米・麦・大豆の品質向上、安定化等を推進するため、生産・品質管理システムの構築、共同利用施設等の整備に必要な事業を実施する生産者団体等に助成します。

・水田農業構造改革推進事業費（県単10/10）【82頁】

国の新対策が始まる平成22年からの新たな地域水田農業システムの確立・実現のために、市町、JA、地域協議会、農業者等に対して、指導・助言活動を行うとともに、地域のモデル実践活動等に対して助成を行います。

ア 県推進事業費（県費10/10）

地域水田農業システム構築に係る地域の実践活動や地域水田農業ビジョンの実現に向けて必要な指導・助言を行います。

イ 米政策転換対応地域モデル実践推進事業費補助金（県費10/10）

市町、JA、地域協議会、農業者等に対して、新対策の特徴を活かした地域水田農業システムのモデル実践活動や新対策を補う地域のモデル実践活動に対して助成を行います。

・戸別所得補償制度推進事業費補助金（国補10/10）

戸別所得補償制度モデル対策の現場段階における事業推進や要件確認を県水田農業推進協議会及び市町または市町の地域水田農業推進協議会に対し必要な経費を助成します。

新(2)みえの戦略的水田活用作物需要拡大事業費（県単）（関係グループ：畜産振興G）【82頁】

8,500千円（22当初： - 千円）

水田活用上の戦略作物である米、麦、大豆、新規需要米（米粉用米、飼料用米）等を生産者、消費者及び食品関係事業者等企業の一体的活動を促進し、水田農業の成長産業化を図る戦略作物としても位置づけるとともに、県産原料を活用した契約栽培を推進することにより、水田を舞台とした農業経営の高度化・多角化や企業参入・企業連携等を促進し、水田を活用した成長産業化のビジネスモデル創出を図ります。

新(3)新たな農業政策対応設備投資・人材育成促進事業費（県単）（関係グループ：畜産振興G）【83頁】

18,000千円（22当初： - 千円）

麦、大豆、新規需要米等の戦略的作物の生産拡大や品質向上のための設備投資を支援することにより、人材不足が課題となっている水田農業現場におけるトリアル雇用の促進や受入体制の構築などを図ります。

新(4)ニューライスデビューを核とした良質米生産推進事業費（県単）【83頁】

3,000千円（6月補正）

一等米比率の向上による農業所得の引き上げを目的として、一等米比率低下の原因究明と技術開発にかかる調査研究と高温障害に強い良質な新品種の導入（ニューライスデビュー）をきっかけとした売れる農業への転換を推進します。

園芸特産振興グループ

1 安全で安心な農産物の安定的な提供

(1) 農産物の生産振興事業費

野菜果実生産振興対策事業費（国、県単）

98,594千円（22当初：63,450千円）

輸入野菜の増加に対抗して、県産野菜の安定的な生産出荷を図るため、産地強化を進めるとともに、野菜の価格が著しく低落した場合、生産者に価格差補給金を交付するた

めの資金造成を行います。

果実の長期需給見通しに立脚した生産誘導、低コスト・高品質生産に向けた指導等により果樹産地の体質を強化し、消費者の求める安全・安心な果実生産を推進します。

・野菜振興対策事業費（国1/2、県単）

野菜の安定的な生産出荷体制を確立するため、産地指導を行うとともに、産地強化に取り組む団体を支援します。

・指定野菜価格安定対策事業費補助金（国65/100、国60/100）

野菜指定産地において、野菜の価格が低落した場合に価格差補給金を交付することにより、農家の経営の安定と野菜の需給の安定を図ります。

・特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金（国1/3、国1/2）

指定野菜に準ずる野菜の産地において、野菜の価格が低落した場合に価格差補給金を交付することにより、農家の経営安定と野菜の需給の安定を図ります。

・果樹産地活性化推進指導費（県単）

果樹産地に対し、長期需要見通しに立脚した生産誘導、低コスト・高品質生産を推進して産地体質の強化を図り、安全・安心な果樹生産を推進します。

・果実需給安定対策事業指導費（県単）

うんしゅうみかんの需給調整並びに担い手農家の経営安定に関する事業を実施するため、県は、交付準備金造成を行う(社)三重県青果物価格安定基金協会に助成するとともに、関係団体等に対して指導を行います。

茶花き生産振興対策事業費（国、県単） 110,995千円（22当初：57,258千円）

輸入品や他県産品に対して競争力を持つ農産物特産ブランド品目を全国に提供するため、県産農産物の牽引役となる特産品目（茶、花き）について、生産施設等の整備や技術指導により高品質化と低コスト化を推進するとともに、生産者と協働して消費拡大のための情報発信を戦略的に推進します。

・伊勢茶リフレッシュ支援対策事業費（国1/2、県単）【84頁】

茶産地及び茶業経営体の体質強化を図るため、県茶業会議所が進める伊勢茶リフレッシュ運動にあわせて、担い手への茶園集積や環境にやさしい茶園改植の推進等伊勢茶産地力の向上を図ります。

また、低コスト生産・品質向上・生産基盤整備等の指導を行い、効率的な施肥など環境負荷軽減技術や省力化機械や加工施設等の整備を推進するとともに、実力にふさわしい伊勢茶の銘柄化を推進します。

・花き花木産地活性化事業費（県単）【84頁】

各種品評会や花の国づくり運動等に参画して県内への三重の花きを情報発信するとともに、首都圏を中心とした消費動向の把握とその情報の生産への反映を行うために全国規模の見本市への出展を支援し、県内産品に対する啓発活動を展開して、県内産花き花木の消費拡大を図ります。

(2) 伊勢茶情報発信人材育成ふるさと雇用再生事業費（ふるさと雇用再生特別基金事業）

8,000千円（22当初：11,895千円）

価格低迷で茶生産者の経営が圧迫している現状に緊急的に対応するため、伊勢茶マイスターとして活動出来る人材を発掘、育成するとともに、販売促進活動や安全、安心の強化活動等を通じて、伊勢茶の情報発信力の強化を図ります。

(3) 障がい者の農業就業促進人材育成ふるさと雇用再生事業費

（ふるさと雇用再生特別基金事業）

19,036千円（22当初：19,036千円）

障がい者の農業への就業を促進するためには、農園芸の技術と医療福祉の能力を併せ持った人材（園芸福祉ジョブトレーナー）の育成が重要であることから、園芸福祉ジョブトレーナーとして活動できる人材を発掘、育成することにより、安定的な農業現場への障がい者就業の構築を図るとともに、このことを強みとした販路開拓や農商工連携等モデル事例を創出します。

新(4)伊勢茶販売戦略緊急支援対策事業(県単)〔84頁〕 6,000千円(22当初: - 千円)

伊勢茶は古い歴史を持ち全国3位の地位を占めているが知名度は低く、伊勢茶商品も少ない状況にあります。そのため、伊勢茶の知名度向上・消費拡大への活動、販売強化や課程で簡便にお茶が飲める伊勢茶商品の開発を行うことによって県内産の茶の流通・消費を活発にし、茶産業の活性化をはかります。

新(5)県産花き花木販路拡大調査緊急雇用創出事業(緊急雇用創出事業) 3,034千円(6月補正)

県産花きに対する消費者ニーズを把握することにより、県産花きの地産地消に可能性や商品開発、販売方法などを検討し、県産花き花木の需要拡大を目指します。また、関係団体が取り組む花育活動の支援を行うことにより、花育活動の充実・拡大・県産花き花木の消費拡大につなげます。

2 東紀州地域の振興

新(1)東紀州特産農業展開支援事業費(県単)(関係グループ:畜産振興G) 7,000千円(6月補正)

東紀州地域の農業が地域定住を生み出す力強い産業として発展していくために、産業活性化につながる新たなビジネスモデルの確立を図ります。また、産業振興と地域振興を一体として取り組む戦略モデルを特産農産物を事例に実践します。

畜産振興グループ

1 安全で安心な農産物の安定的な供給

(1) 畜産物の生産振興事業費 152,332千円(22当初:120,970千円)
中小家畜経営対策事業費(県10/10、国1/2、独立行政法人農畜産業振興機構等10/10) 5,734千円(22当初:7,745千円)

畜産経営体の育成、体質強化、家畜・鶏の改良増殖および適正な家畜取引にかかる支援を行い、畜産の振興を図ります。また、養豚、養鶏の施設整備の支援、生産動向調査及びみえ特産鶏の産地化を振興します。

・畜産経営技術高度化促進事業(県10/10)

畜産経営の体質強化を図り、畜産の担い手を確保するため、畜産経営体支援指導推進委員会の開催、経営技術支援指導、研究会の開催、情報提供等を実施します。

・家畜改良増殖推進事業(県10/10、一部その他)

家畜の改良増殖計画の推進、家畜人工授精師免許の交付、種畜検査、家畜商法及び家畜取引法に基づき指導監督を行います。

・中小家畜対策事業(県10/10、一部国1/2)

豚肉、鶏肉、鶏卵の需給の安定を図るため、生産出荷動向を調査し、生産者並びに流通関係者等に情報提供を行うとともに共同利用施設の整備支援を行います。

また、みえ特産鶏の産地化を推進するため、畜産研究部で雄種鶏の維持を行うとともに、地域で生産流通体制の構築を図ります。

・畜産関係中央団体委託事務(その他10/10)

独立行政法人農畜産業振興機構等の委託を受け、県は団体が行う各種事業等の円滑な推進を図ります。

大家畜生産振興対策事業費(県単、その他10/10) 4,807千円(22当初:5,472千円)

肉用牛経営の安定と生産技術の改善を図るとともに、乳用牛群の効率的な能力検定の普及定着と生乳の計画的生産による酪農経営の安定的な発展を図ります。また、飼料生産の生産性の向上と県内産稲わらの自給体制の確立を推進します。

- ・酪農振興対策事業（県10/10、その他10/10）
乳用牛群の効果的な能力検定を普及定着させ優良乳用雌牛の選抜確保を図るため、検査実施団体に対し支援するとともに、生乳乳製品の流通改善に取り組み、生乳の適正な取引価格を形成することにより、酪農経営の安定的発展を図ります。
- ・肉用牛振興対策事業（県10/10、県1/4、その他10/10）
肉用牛生産の安定を図るため、子牛価格低落時に価格補填を行なう肉用子牛生産者補給金制度にかかる生産者積立金の1/4相当額を補助するとともに、肉用牛関係対策事業の円滑な推進のため、団体等の指導を行います。また、銘柄牛の維持のため、肉質の維持・確保、後継者の受入体制の整備を図ります。
- ・自給飼料対策事業（県10/10）
「三重県酪農・肉用牛生産近代化計画」の実現を図るため、関係機関の連携を進めるとともに、本県に適した優良品種の選定、稲発酵粗飼料等の生産利用技術の確立を図ります。

また、飼料用の県内産稲わら確保と環境保全型農業の確立をめざすため、重点支援地域を設定し、地域での自給体制の確立を図ります。

資源循環型畜産確立対策推進事業費（県単） 1,747千円（22当初：2,756千円）

畜産経営による環境負荷軽減を図るため、地域で耕種農家との連携による家畜排せつ物の有効利用を行う活動に助成します。

- ・総合対策指導事業費（県10/10）
環境に配慮した安定的な畜産経営を確立するため、県推進指導協議会の開催、実態調査の実施及び生産者指導を行います。
- ・畜産堆肥利用体制確立支援事業費（県1/2、1/3）【84頁】
堆肥の利用者である耕種農家が積極的に関わった計画的な畜産堆肥利用の取り組みを支援し、継続的な利用体制の確立を推進します。

(2) 食肉センター流通対策事業費（県単）【85頁】 100,209千円（22当初：100,229千円）

基幹食肉処理流通施設である四日市市、松阪の両食肉センターの運営を担う四日市畜公社並びに松阪食肉公社の経営の健全化と安全・安心な食肉の処理流通の促進を図ります。

- ・市場機能強化対策事業費補助金
四日市畜産公社が行う食肉卸売市場機能を強化するため、集荷販売促進対策等に対し補助します。
- ・食肉処理施設再整備事業費補助金
四日市市が実施した四日市市食肉センターの食肉処理施設再整備費の市債償還元金・利子に対し補助します。
- ・食肉処理施設維持対策事業費補助金
松阪食肉センターの安定した運営を確保するため、施設維持管理対策等に対し補助します。

(3) 食肉品質向上支援ふるさと産用再生事業費（ふるさと産用再生特別基金事業）

4,835千円（22当初：4,768千円）

県民に対し高品質な食肉を提供する役割を担うとともに畜産振興上重要な拠点でもある基幹食肉処理施設を含めた県内食肉流通の諸問題を解決するため、改善対策を総合的にコーディネートする人材を雇用し、県内地域特産食肉等の販路拡大や牛・豚の産地間競争力の強化を図ります。

新(4) 肉用肥育子牛増産システム構築事業費（県単）【85頁】 35,000千円（6月補正）

松阪牛、伊賀牛をはじめとする県内和牛肥育は、県外産子牛に依存し県内産子牛の自給率は低い状況にあります。しかし、口蹄疫等の発生により県外産子牛の導入が困難になることも予想されます。今後、優良子牛を短期間に確保し、県内産子牛を安定的に自給する体制を整備し、三重県産和牛の戦略的な展開及び安全・安心な県内畜産業の活性化を図り

ます。

- ・ 優良な肉質の和牛受精卵の生産事業
- ・ 子牛登記可能受精卵牛の借り腹生産事業
- ・ 子牛登記可能受精卵作出にかかる施設整備事業
- ・ 受精卵移植の実証展示

家畜衛生グループ

1 安全で安心な農産物の安定的な提供

(1) 家畜衛生防疫事業費(国10/10、国1/2、県単)

61,119千円(22当初:64,302千円)
780,074千円(4月補正)
37,943千円(6月補正)

人畜共通伝染病等の家畜伝染病の発生予防及び万一発生した場合のまん延防止を図ることにより、消費者へ安全かつ安定的な畜産物の供給を図ります。

生産段階における自主衛生管理を推進するため、飼料・動物用医薬品の適正使用や記帳の励行、家畜の飼養衛生管理基準の遵守など監視・指導を強化するとともに、県内の24ヶ月齢以上の死亡牛のBSE検査を実施することにより、消費者への安全な畜産物の供給を図ります。

家畜伝染病予防事業費(国10/10・1/2、県単)

家畜伝染病予防法に基づき高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のための各種検査を実施します。

新 高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫体制整備事業(国10/10)

鶏舎への小型の野鳥の侵入を防ぐための高機能な防鳥ネットの整備を推進する。

生産性向上対策事業費(国1/2)

家畜飼養環境の適正管理による健康な家畜生産のため、慢性疾病発生予防等の巡回指導を充実し、生産段階における畜産物の安全性を確保します。

薬事対策事業費(国1/2)

動物用医薬品の適正使用の徹底を図るため、法令に基づく販売店への立入検査と、畜産農家への使用記録記帳の推進を図ることで、生産段階の畜水産物の安全性を確保します。

飼料対策事業費(国1/2、県単)

飼料の適正使用の徹底を図るため、法令に基づく販売店への立入検査と、畜産農家への使用記録記帳の推進を図ることで、生産段階の畜水産物の安全性を確保します。

BSE(牛海綿状脳症)検査体制強化推進事業費(国1/2)

県内の24ヶ月齢以上の死亡牛のBSE検査(計画数:600頭)を継続実施し、伝達経路の究明に努めます。

家畜保健衛生所費(県単)

県下4カ所の家畜保健衛生所の維持管理を行います。

(2) 家畜防疫動線情報集積緊急雇用創出事業(緊急雇用創出事業)

3,707千円(22当初:3,057千円)

畜産農場単位で発生時に必要となる殺処分家畜の搬出順序や搬出経路の設定など農場ごとに異なる防疫動線情報を収集し、整理・集積を行うことで、有事への備えとする。

新(3) 愛玩家畜種飼育情報収集及び衛生水準確認緊急雇用創出事業(緊急雇用創出事業)

3,602千円(6月補正)

小規模家きんやペットとして飼育されている家畜の飼育場所や頭羽数等の情報収集と衛生状況を確認し、県の防疫監視方針の参考にする。